

— あんしん保証パックライト R 会員規約 —

第1条(あんしん保証パックライト R 会員規約の適用)

- 1 ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。))の定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」及び「5G 通信サービス契約約款」(以下「サービス約款」といいます。))に基づき当社との間で通信サービスの提供を受けるための契約又はソフトバンクモバイルオフィス契約(以下総称して「サービス契約」といいます。))を締結し、且つ当社に対しあんしん保証パックライト R 会員規約(以下「本規約」といいます。))に基づき当社のあんしん保証パックライト R(以下「本会」といいます。))の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
- 2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。))を提供します。このサービスを以下「本サービス」といいます。
- 3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条(本サービスの対象単位)

本サービスは、当社が本会への入会を認めた時点において契約者回線に接続されている移動無線装置に対して提供します。

第3条(本会入会条件)

本会への入会条件は、サービス契約を締結している者(以下「サービス契約者」といいます。))で且つ当該サービス契約者に所有権が帰属する移動無線装置のうち「SoftBank」の標章等を付したもの(以下「提供対象無線装置」といいます。))により当該契約者回線に接続して使用する方であることとします。

第4条(会員特典の適用)

- 1 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等に署名及び捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。また、特典に基づいて提供無線装置のご提供に関し、当社の在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴うことがあります。
- 2 当社が指定するサービス取扱所を介さない修理(総務大臣に登録済業者での修理も含みます)によって対象無線装置の製造番号の変更が行われた場合、それ以降は会員特典の適用を受けることができません。

第5条(特典の提供対象)

- 1 当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、提供対象無線装置で、且つ現に契約者回線に接続している移動無線装置に限るものとします。
- 2 契約者回線に接続し得る移動無線装置が複数存在する場合は、当社に登録されている移動無線装置の販売履歴に照らして、最新のものを本サービスの特典の提供対象とします。

第6条(本会への入会の申込み)

- 1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。
- 2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込みものとします。ただし、「あんしん保証パック」に既に参加されているサービス契約者が本会への入会の申込みを行うときは、この限りではありません。

第7条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

- 1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。))は本会員の資格を取得します。
- 2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第8条(退会手続)

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続が完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条(当社が行う退会手続)

- 1 当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。
- 2 本会員が、次のいずれかに該当した場合は、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
 - (5) 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
- 3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条(サービス契約の解約)

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約を解約したとき、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに申し込んだとき、または機種変更したときは、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。

第11条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第12条(利用権の譲渡)

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権(3G サービス利用権、4G サービス利用権、ソフトバンクパケットサービス利用権又はソフトバンクモバイルオフィス利用権をいいます。以下同じとします。)の譲渡が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に譲渡が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本会員の資格は消滅するものとします。

第13条(契約者識別番号の変更に伴う特典の適用)

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第14条(月額使用料)

本会の月額使用料は、提供対象無線装置ごとに月額 330 円とします。

第15条(月額使用料の支払い)

- 1 当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。
- 2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第16条(月額使用料の日割り)

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次により計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	本会員の資格の喪失の日までの当該請求月の日数に従って日割計算を行います。

第17条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第18条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第19条(特典の提供義務の免責)

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等(以下総称して「故障等」といいます。)の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (7) 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (8) 前号に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
- (9) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断するとき

第20条(特典の利用制限)

本会員は、本会への入会と同時に特典を利用できないものとします。ただし、「あんしん保証パック」に既に加入されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行う場合は、この限りではありません。

第21条(パーソナルデータの取扱い)

当社は、本会員のパーソナルデータを当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第22条(規約の変更、承認)

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第23条(サービスの中止・変更・廃止)

当社は、当社の都合(修理業者による対象無線装置の修理対応が終了した場合、並びに契約者がご利用の対象製品、対象製品の後継機種、又は当社が類似と見做せる製品の確保が困難になった場合を含みますがこれらに限りません。)により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止(以下「変更等」といいます。)することができるものとします。この場合、変更等が軽微な時を除き、当社はあらかじめ、メールによる本会員への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第24条(免責)

- 1 本サービスに関連して契約者に生じた損害について、当社に損害賠償責任が発生する場合は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、契約者が過去1年間に当社に支払った利用料金を賠償額の上限とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者が消費者(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項の定義によるものとします。)に該当しない場合、本サービスに関連して契約者に生じた損害について、契約者が過去1年間に当社に支払った利用料金を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

— 特典の内容及び適用条件 —

故障保証サービス(内容:故障等の場合の修理代金の割引等)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ちいただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を割引いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板及び筐体のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスは、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (10) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証パックライトR加入者向けの価格が適用されるものとします。

盗難・紛失保証サービス(内容:トラブル時(盗難・紛失等)のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部割引)

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただけます。※在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) サービス取扱所が提示する盗難・紛失保証サービス価格で機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類(以下総称して「証明書類」といいます)を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」又は「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収したものも含みます)を用いた3Gサービスの利用を制限させていただきます。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (8) 「盗難・紛失保証サービス」にて移動無線装置を購入する場合、機種変更後も本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただけます。

電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件に該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを1機種あたり1個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
 - ② 本会に1年以上継続加入の場合(ただし、「あんしん保証パック」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます)
- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種(一部のデータ通信端末又はデジタルフォトフレーム等)をご契約の本会員は、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件に該当することとなった日から1年間といたします。当該申込期間を経過してからのお申込みの場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。
- (4) 電池パックはお申し込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所、契約者住所、任意の配送先の何れかに送付いたします。
- (5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。
- (6) 販売開始日から起算して3年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

内蔵型バッテリー交換修理 割引サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の電池交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
 - ② 本会に1年以上継続加入の場合(ただし、「あんしん保証パック」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます)
 - ③ 提供対象無線装置が電池パックが付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合
- (2) 電池交換割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

破損保証サービス(内容:外装破損の場合の外装交換(リニューアル)代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ちいただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理(リニューアル)代金を、80%割引いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体のみです。
- (6) 破損保証サービスは、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (8) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証パックライトR加入者向けの価格が適用されるものとします。

水濡れ・全損保証サービス(内容:水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ちいただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、又は当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができます。※判定には、日数を要する場合があります。※当社が指定する一部機種については、水濡れ・全損修理をご選択いただけません。※修理用部品の不足等により、水濡れ・全損修理を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れ・全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所にて回収させていただきます。
- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証修理の対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れ・全損保証修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れ・全損保証修理の際に外装(それに付随する回路等も含む)の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります(ただし、破損保証サービスが同時に適用されます)。
- (8) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「盗難・紛失保証サービス」又は「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収したのも含みます)を用いた3Gサービスの利用を制限させていただきます。
- (10) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (11) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証バックライトR加入者向けの価格が適用されるものとします。
- (12) 「水濡れ・全損保証サービス」にて移動無線装置を購入する場合、機種変更後も本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただけます。

【更新履歴】

本規約作成日 2020年3月25日

改定日

2021年7月14日

2023年8月14日